平成２２年（フ）第５号
北海道上川郡新得町屈足旭町３丁目30番地27、破産手続開始決定時の住所岩手県大船渡市日頃市町字上宿15番地２
破産者　新沼　正通
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第３４３号
埼玉県熊谷市佐谷田3916番地３　ポートステージ熊谷103
破産者　森　　裕之
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３９１号
埼玉県深谷市東方3772番地２　レジダンス・ボヌール籠原305号
破産者　海老原　正
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９６号
横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区19棟501号
破産者　高見　幸彦
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６３８号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北５丁目14番12号シゲタコテージ１―105、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市下町屋３丁目14番１号
破産者　石田　栄朗
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２３号
長野県上田市下之条57―９　シャトレーゼ上田103号室、住民票上の住所長野県上田市蒼久保1437番地２
破産者　小林真由美
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第７７号
岐阜県可児市下恵土3439番地125
破産者　トータル　カー　ケア　ラテことＴｏｔａｌ　Ｃａｒ　Ｃａｒｅ　ＬＡＴＴＥこと　渡邉　直樹
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第３８９号
静岡市駿河区用宗４丁目11番８号、旧住所静岡市駿河区用宗３丁目12番12―102号
破産者　佐野　正明
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１号
熊本県八代市横手町1733番地１　Ｃ
破産者　簑田　弘美
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第４５号
宮崎県日南市大堂津３丁目15番６号
破産者　安藤　孔雄
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第３５６号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4171番地１アークヒルハマショウⅠ202号
破産者　恒吉　一明
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
栃木県小山市城山町２丁目６番42号
破産者　小林　敏男
１　決定年月日　平成25年２月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１６４５号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟308号室
破産者　ＪＨＹピザカリフォルニアこと　平川　勇紀
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０７２号
堺市中区福田1382番地３
破産者　平岡　良隆
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０８２号
大阪府羽曳野市恵我之荘３丁目５番１号
破産者　加藤　桂子
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
奈良県吉野郡東吉野村大字鷲家89番地
破産者　妙代　和也
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
奈良県北葛城郡広陵町大字安部724番地２、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字大塚681番地５
破産者　肥後　　博
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
奈良県北葛城郡広陵町大字安部219番地１
破産者　肥後　治二
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
奈良県北葛城郡上牧町服部台１丁目７番７号
破産者　岡田　清枝
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係